

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

令和7年6月1日  
医療法人 健生会 おおがももこクリニック

当院は以下の指定を受けています

- ・保険医療機関
- ・生活保護指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病指定医療機関

当院は厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合しており、また必要とされる掲示事項を遵守しております

- ・医療情報取得加算(注1)
- ・明細書発行体制等加算(注2)
- ・一般名処方加算(注3)
- ・情報通信機器を用いた診療(注4)
- ・医療DX推進体制整備加算(注5)
- ・長期収載品の選定療養について(注6)
- ・長期処方・リフィル処方について(注7)
  
- ・ニコチン依存症管理料
- ・生活習慣病管理料(注8)
- ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・短期滞在手術等基本料

## 注1 医療情報取得加算について

当院では、初診料・再診料に「医療情報取得加算」を加算しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、初診時や再診に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

1. オンライン資格確認を行う。
2. 当院を受診した患者様に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療

情報を取得・活用して診療を行う。

## 注2 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行しております。

なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 注3 一般名処方加算について

昨今、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、当院では処方箋の交付にあたり、一般的名称にて薬剤を記載しています。

また、令和6年10月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者様が長期収載品を希望する場合は選定療養となります。

一般的名称にて処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和の一助となり得ます。

一般名処方にご理解頂き、ご不明な点は医師又は職員までご相談下さい。

## 注4 情報通信機器を用いた診療について(オンライン診療について)

当院は「オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚労省)」を遵守した上でオンライン診療を実施しています。

## 注5 医療DX推進体制整備加算について

① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

② マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

## 注6 長期収載品の選定療養について

創薬力強化に向けて、革新的な医薬品等の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置等を推進することとしているところ、医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、後発医薬品の安定供給を図りつつ、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行うこととしている。本制度は、こうした政策的な要素を考慮した上で、具体的には、医療上の必要性があると認められる場合等は、保険給付するという前提に立ちつつ、後発医薬品が

存在する中においても、薬剤工夫による付加価値等への患者の選好により使用されることがある等の長期収載品の使用実態も踏まえ、長期収載品の処方等又は調剤について、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することとしたものである。

(原文のまま)

#### 注7 長期処方・リフィル処方について

当院では患者様の状態に応じて①28日以上長期処方を行うこと ②リフィル処方箋を発行することも可能です。ただしこれらの処方箋の交付が可能かは病状に応じて医師が判断します

#### 注8 生活習慣病管理料について(高血圧症・脂質異常症・糖尿病)

令和6年度の診療報酬が改定になり、高血圧症、糖尿病および脂質異常症を主病として通院されていた患者様は、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。『療養計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますのでご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。